利付国庫債券（20年）(第147回)	1.6％	令和15年12月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第148回)	1.5％	令和16年３月20日	3,900,000,000円
利付国庫債券（20年）(第151回)	1.2％	令和16年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第152回)	1.2％	令和17年３月20日	8,800,000,000円
利付国庫債券（20年）(第153回)	1.3％	令和17年６月20日	100,000,000円
利付国庫債券（20年）(第155回)	1.0％	令和17年12月20日	84,500,000,000円
利付国庫債券（20年）(第156回)	0.4％	令和18年３月20日	19,900,000,000円
利付国庫債券（20年）(第157回)	0.2％	令和18年６月20日	88,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第158回)	0.5％	令和18年９月20日	22,400,000,000円
利付国庫債券（20年）(第159回)	0.6％	令和18年12月20日	25,700,000,000円
利付国庫債券（20年）(第160回)	0.7％	令和19年３月20日	113,000,000,000円
利付国庫債券（20年）(第161回)	0.6％	令和19年６月20日	16,900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第16回)	2.5％	令和16年９月20日	3,000,000,000円
利付国庫債券（30年）(第17回)	2.4％	令和16年12月20日	25,600,000,000円
利付国庫債券（30年）(第22回)	2.5％	令和18年３月20日	4,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第23回)	2.5％	令和18年６月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券（30年）(第24回)	2.5％	令和18年９月20日	7,600,000,000円
利付国庫債券（30年）(第25回)	2.3％	令和18年12月20日	700,000,000円
利付国庫債券（30年）(第26回)	2.4％	令和19年３月20日	29,800,000,000円

○**財務省告示第二百五十号**

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年八月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年九月九日　　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号　利付国庫債券（30年）(第28回、第29回、第32回、第35回、第36回、第42回、第43回、第44回、第46回、第47回、第49回、第67回及び第83回）及び利付国庫債券（40年）(第３回、第４回、第５回、第８回、第９回、第13回、第14回及び第15回)

2　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項

3　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4　発行方法　利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行

5　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

6　発行額　額面金額で248,900,000,000円
内訳（別表のとおり）

7　払込金額　168,003,609,000円

8　最低額面金額　50,000円

9　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10　発行日　令和８年８月17日

11　発行価格　発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

12　利率　（別表のとおり）

13　経過利子の払込み　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

14　利子　第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

$$\text{各発行対象国債の額面金額}\times\frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\frac{1}{2}$$

15　償還期限　（別表のとおり）

16　償還金額　額面金額100円につき100円

17　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、令和８年８月14日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18　元利金支払場所　日本銀行

19　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

20　払込期日　令和８年８月17日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（30年）(第28回)	2.5％	令和20年３月20日	1,200,000,000円
利付国庫債券（30年）(第29回)	2.4％	令和20年９月20日	30,400,000,000円
利付国庫債券（30年）(第32回)	2.3％	令和22年３月20日	6,900,000,000円
利付国庫債券（30年）(第35回)	2.0％	令和23年９月20日	10,700,000,000円